

# 防府市上下水道局発注建設工事最低制限価格制度実施要領

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市上下水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13を準用する場合を含む。）の規定により、建設工事請負契約に係る競争入札において最低制限価格制度を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象は、設計金額が200万円を超える工事又は製造の請負契約とする。ただし、次に掲げるものは対象外とする。

- (1) 土木系工事、営繕系工事を問わず、解体工事
- (2) 土木系工事のうち、工種が機械設備又は電気設備工事である工事
- (3) 営繕系工事のうち、工種が機械設備又は電気設備工事で、直接工事費に占める機器単体費（「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。）の割合が30%以上の工事
- (4) 防府市上下水道局発注建設工事総合評価競争入札実施要綱による入札
- (5) 指名業者審査委員会が特に認めるもの

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次のとおりの算出方法で設定する。ただし、施工箇所のある土木系工事において、施工箇所ごとに積算を行うものにあつては、施工箇所ごとに積算した最低制限価格が予定価格を超える場合は予定価格と同額とする。

## 1 入札書比較最低制限価格

### ① 土木系工事（土木等一般工事）

当該競争入札に係る予定価格の算出の基礎となった「直接工事費＋共通仮設費の10/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費の7.5/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（円未満切捨て。）を合

計。)を次のア又はイのとおり切り上げた価格とする。

ア 設計額が3,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。

イ 設計額が3,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。

② 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事）

当該競争入札に係る予定価格の算出の基礎となった「直接工事費＋共通仮設費の10/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費の7.5/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（円未満切捨て。）を合計。）を1－①－ア又はイのとおり切り上げた価格とする。

また、営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じた額（円未満切捨て。）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額（円未満切捨て。）

2 最低制限価格

入札書比較最低制限価格に100分の110を乗じて得た額とする。

（最低制限価格の確定）

第4条 予定価格の調定者は、予定価格調書の下部に最低制限価格及び最低制限価格の110分の100（入札書比較最低制限価格）を記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

（落札者の決定）

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格を

もって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、最低制限価格を下回る入札者は落札者となれないものとする。同額入札が2者以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

防府市上下水道局発注建設工事最低制限価格制度試行要領（平成21年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和3年2月4日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和4年10月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和7年6月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和8年5月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告するものから適用する。



最低制限価格の算出調書（営繕系工事）

1 工事番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号  
 2 工事名 \_\_\_\_\_ 工事 \_\_\_\_\_

3 入札書比較価格 \_\_\_\_\_ 円  
 （消費税額等を除いた価格）

4 算出基礎額  
 (1) 設計図書上の直接工事費 \_\_\_\_\_ 円(α)

(2) 設計図書上の現場管理費 \_\_\_\_\_ 円(β)  
 (3) 現場管理費相当額

ア： <input type="checkbox"/>	イを除く営繕系工事	(α)の1/10(円未満切捨て)
イ： <input type="checkbox"/>	営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ 専門工事業者を対象とした工事(α)の2/10(円未満切捨て)	
		円(γ)

(直接工事費＋共通仮設費の10/10＋現場管理費の9/10＋一般管理費の7.5/10)

直接工事費：(α)－(γ)		円(a)
内		
訳		
共通仮設費		円(b)
共通仮設費(b)の10/10(円未満切捨て)		円(c)
内		
訳		
現場管理費：(β)＋(γ)		円(d)
現場管理費(d)の9/10(円未満切捨て)		円(e)
内		
訳		
一般管理費		円(f)
一般管理費(f)の7.5/10(円未満切捨て)		円(g)
内		
訳		
合計(a)＋(c)＋(e)＋(g)		円①

5 入札書比較最低制限価格

※設計金額が3,000万円以上の場合：①を10万円未満切上げ  
 3,000万円未満の場合：①を1万円未満切上げ

\_\_\_\_\_ 円②

6 最低制限価格

(②×1.10)

\_\_\_\_\_ 円